

一般財団法人奈良県ビジターズビューロー会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人奈良県ビジターズビューロー定款（以下「ビューロー定款」という。）第47条第3項の規定に基づき、会員に対して、定款に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 会員は、ビューローの事業に賛同し、その事業を推進するために入会した個人、団体並びに市町村及び市町村の観光協会等とする。

(入会手続)

第3条 会員になろうとする者は、入会申込書（第1号様式）を提出しなければならない。

(会費)

第4条 会員の年会費は、次の区分による。

- (1) 個人又は団体 1口1万円を最低口数とする。
 - (2) 市町村・観光協会等 当該市町村の財政状況等を踏まえ、理事会の議を経て別に定める算出方法により算定した額
- 2 会員は、年会費をビューロー所定の方法により、納入しなければならない。ただし、新規に入会した会員は、前項に定める会費を入会后速やかに納付しなければならない。

(会員資格の喪失)

第5条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡又は団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第6条 会員は、退会届（第2号様式）をビューローに提出して任意に退会することができる。

(除名)

第7条 会員が、ビューローの名誉を傷つけ、又は目的に違反したときは、理事現在数の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合において、その会員に、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。又、除名された会員については、再入会できない。

(会費の不返還)

第8条 既納の会費については、理由のいかんを問わず返還しない。

(会員の特典)

第9条 会員は、次の特典を受けることができる。

- (1) ビューローが発行する会報の配布を受けること。
- (2) 奈良県観光公式サイト「なら旅ネット」で観光関連の取組を紹介すること。
- (3) ビューローホームページの情報サイトに会員のホームページへのリンクを設定すること。
- (4) ビューローが主催・共催する研修会、セミナー等に参加すること。

(5) その他ビューローが必要と認めたこと。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、会員について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年7月1日から施行する。

(会費の経過措置)

2 ビューローの設立前に解散した社団法人奈良県観光連盟及び財団法人奈良コンベンションビューローに入会していた会員又は賛助会員がビューローに継続して入会する場合の会費については、第4条の規程にかかわらず、当分の間理事長の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

一般財団法人奈良県ビジターズビューロー入会申込書

年 月 日

一般財団法人奈良県ビジターズビューロー
理 事 長 様

一般財団法人奈良県ビジターズビューローの趣旨に賛同し、会員として加入したいので、下記により申し込みます。

記

団体名 ※			
所在地（住所）	〒		
氏名又は 代表者職氏名	役職 ※	氏 名	（フリガナ ） 印
担当部署名 ※			
担当者名 ※	役 職	氏 名	（フリガナ ）
TEL・FAX	TEL	FAX	
E-mail			
HPアドレス			
設立年月日 ※	年 月 日		
業 種 ※ （具体的に）			
申 込 口 数	口 万円		

注1：※印の欄は、個人である場合は記載が不要です。

注2：市町村及び市町村観光協会等は、申込口数は不要です。

退 会 届

年 月 日

一般財団法人奈良県ビジターズビューロー
理 事 長 様

一般財団法人奈良県ビジターズビューローの会員を、下記の理由により退会します。

記

【退会理由】

団体名又は個人名

印